

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 土谷 喜輝

大阪市個人情報保護条例第 43 条に基づく不服申立てについて（答申）

別表 1 及び別表 2 の（い）欄により諮問のありました件について、次のとおり一括して答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が行った別表 1 及び別表 2 の（け）欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 訂正請求

異議申立人は、別表 1 及び別表 2 の（う）欄に記載の年月日に、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 28 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、別表 1 及び別表 2 の（え）欄から（か）欄に記載の旨の訂正請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求について、本件各請求に係る保有個人情報の訂正を行わない理由を別表 1 及び別表 2 の（こ）欄に記載のとおり付して、条例第 32 条第 2 項に基づき、本件各決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、別表 1 及び別表 2 の（さ）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

第 3 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正

かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

実施機関は、本件各請求について、本件各決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件各決定を取り消すべきであるとして争っている。

したがって、本件各異議申立てにおける争点は、本件各決定の妥当性である。

3 本件各決定の妥当性について

- (1) 条例第28条第1項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。

ここで、「内容が事実でないと認めるとき」とは、訂正請求の対象が「事実」であることを明らかにするものであり、「事実」とは、氏名、住所、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積等客観的に判断できる事項をいうものと解される。

また、条例第29条第2項では、「訂正請求をする者は、訂正請求書を提出する際、実施機関に対し、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料を提出しなければならない。」と規定している。

- (2) 別表1の（け）欄に記載の決定の妥当性について

別表1の（え）欄から（か）欄に記載の旨の訂正請求において異議申立人が訂正を求めている保有個人情報は、次のアからウのとおりであり、いずれも実施機関等がその判断に基づき記載する、実施機関等の判断、見解、評価等に係るものであって、これらは条例第28条第1項に規定する「事実」には該当しない。

ア 実施機関が異議申立人に行った行政処分に係る通知書、実施機関が異議申立人に行った行政処分に対する不服申立てに関して実施機関が作成した文書及び大阪市情報公開審査会が行った答申に記載された当該行政処分に係る理由や判断

イ 実施機関が異議申立人あてに送付した市民の声（実施機関に寄せられた意見等について、実施機関の担当部署において回答又は供覧を行う制度）の回答文書や生野区の異議申立人に対する対応の経過を福祉局が確認した内容の記録に記載された実施機関の見解

ウ 実施機関が実施している人権相談に係る弁護士相談制度を異議申立人が利用した際の弁護士相談記録票に記載された異議申立人の相談に対する弁護士の見解

- (3) 別表2の（け）欄に記載の決定の妥当性について

別表2の（え）欄から（か）欄に記載の旨の訂正請求において異議申立人が訂正を求めている保有個人情報は、実施機関と異議申立人が面談を行った際の記録の記載及び実施機関が異議申立人に係る生活保護に関して作成したケース記録票の記載であるが、別表2の（え）欄から（か）欄に記載の旨の訂正請求は、いずれもその

当時のやり取りの内容の記載そのものが誤っているとの趣旨ではなく、実施機関の事務処理について異議申立人が主張する内容に記載を改めたり、当該主張の内容の追記を求めたりする趣旨でなされている。

さらに、条例第 29 条第 2 項の規定により提出が求められているにもかかわらず、異議申立人からこれらに係る保有個人情報の内容が事実と異なると実施機関において判断するに足る挙証資料の提出がなかったことをあわせて踏まえると、実施機関がこれらに係る保有個人情報を訂正しなければならない理由があるものとは認められない。

4 結論

以上により、第 1 記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 土谷喜輝、委員 赤津加奈美、委員 太田照美、委員 木下智史、委員 曾我部真裕、委員 玉田裕子